

## 労災保険の特別加入制度（中小事業主等） を活用していませんか？

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、**労働者以外**でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

特別加入をすると、万が一業務災害または通勤災害を被った場合に、労災保険の給付を受けることができます。

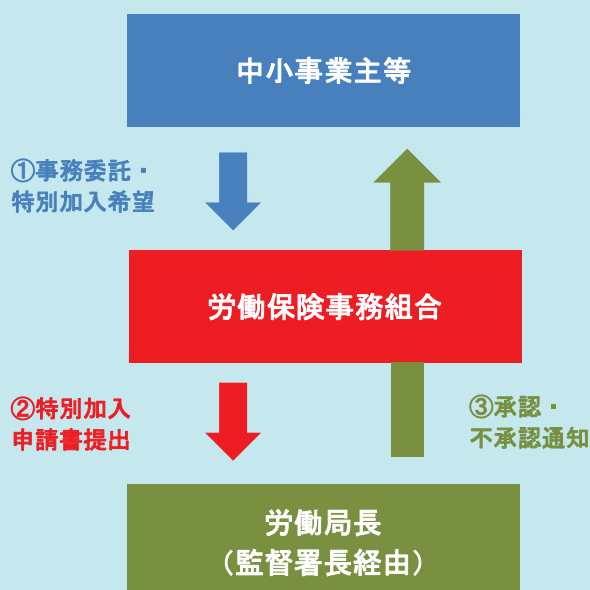
※ 一定の要件を満たさない場合、給付の対象とならないことがあります。

### 👉 特別加入（中小事業主等）をする場合のポイントは？

- ・ **中小事業主等**で雇用する労働者について**保険関係が成立**していること
- ・ 労働保険の事務処理を**労働保険事務組合に委託**すること

※ 「中小事業主等とは？」→裏面をご覧ください。

#### ◆加入の流れ



#### （注意事項）

- ・ 同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、特別加入をしていない他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができません。
- ・ 原則として事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して加入する必要があります。
- ・ 粉じん作業を行う業務等一定の業務にそれぞれ所定の期間従事したことがある場合、健康診断が必要になる場合があります。

詳しくは**労働保険未手続事業一掃推進員**にご相談ください。

# 特別加入に関するQ & A

## ① 中小事業主等とは？

① 次の表に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）

| 業 種              | 労働者数   |
|------------------|--------|
| 金融業・保険業・不動産業・小売業 | 50人以下  |
| 卸売業・サービス業        | 100人以下 |
| 上記以外の業種          | 300人以下 |

② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

※ 労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

## ② 保険料はどのくらい？

年間保険料＝保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）×労災保険料率（事業の種類別）

（例） 給付基礎日額が10,000円で建設事業（既設建築物設備工事業）の場合、労災保険料率は12/1000（令和7年4月1日現在）で年間保険料は、10,000円×365×12/1000=43,800円になります。

※ 給付基礎日額は、加入時に3,500円から25,000円の間で労働局長に申請し、決定されるものです。

## ③ 補償の対象となる範囲は？

(1) 業務災害

就業中の災害であって、次の①から⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附随する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合  
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中  
イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

※ 事業主が同一でない複数の事業場で働いている「複数事業労働者」については、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断し、これにより労災認定されるときには、「複数業務要因災害」として保険給付がなされます。なお、労働者であってかつ他の事業場において特別加入をしている者および複数の事業場において特別加入をしている者も「複数事業労働者」となります。

(3) 通勤災害

一般の労働者の場合と同様に扱われます。

## ④ 補償内容は？

特別加入者が業務または通勤により被災した場合に受けられる保険給付には、必要な治療が無料で受けられる「療養（補償）等給付」、療養のため労働することができない日が4日以上となった場合に支給される「休業（補償）等給付」と「休業特別支給金」のほか、「障害（補償）等給付」、「遺族（補償）等給付」、「介護（補償）等給付」などがあります。

全国労保連は、厚生労働省から「労働保険未手続事業一掃業務」の委託を受け、会長が委任した「労働保険未手続事業一掃推進員」を通じて未手続事業の解消に努めております。